

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人岡田実五郎、同佐々木熙の上告理由第一点について。

しかし、原判決の適法に確定したところによれば、本件和解は、本件請求金額六万九七七七円五〇銭の支払義務あるか否かが争の目的であつて、当事者である原告（被控訴人、被上告人）、被告（控訴人、上告人）が原判示のごとく互に譲歩をして右争を止めるため仮差押にかかる本件ジャムを市場で一般に通用している特選D印苺ジャムであることを前提とし、これを一箱当り三千元（一罐平均六二元五〇銭相当）と見込んで控訴人から被控訴人に代物弁済として引渡すことを約したものであるところ、本件ジャムは、原判示のごとき粗悪品であつたから、本件和解に關与した被控訴会社の訴訟代理人の意思表示にはその重要な部分に錯誤があつたといふのであるから、原判決には所論のごとき法令の解釈に誤りがあるとは認められない。

同第二点について。

しかし、原判決は、本件代物弁済の目的物であるD印苺ジャムに所論のごとき瑕疵があつたが故に契約の要素に錯誤を来しているとの趣旨を判示しているのであり、このような場合には、民法瑕疵担保の規定は排除されるのであるから（大正一〇年一二月一五日大審院判決、大審院民事判決録二七輯二一六〇頁以下参照）、所論は採るを得ない。

同第三点について。

しかし、原判決は、被控訴人（被上告人）主張の本訴請求原因たる事實は、すべて当事者間に争がない旨判示しているのであるから、被控訴人の本訴請求を認容す

るには、控訴人（上告人）の抗弁について判断すれば足り、所論の点について触れなくとも、所論の違法があるとはいえない。

同第四点について。

しかし、原判決は、本件和解は要素の錯誤により無効である旨判示しているから、所論のごとき実質的確定力を有しないこと論をまたない。それ故、所論は、その前提において採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	齋	藤	悠	輔
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	下	飯	坂	潤
			潤	夫